平成２２年（フ）第９２９号
千葉県松戸市常盤平４丁目15番地　常盤平公団住宅Ｅ街区51棟103号
債務者　笠嶋　正和
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９３４号
千葉県松戸市東平賀149番地の10　パークヒルズ101号、前住所千葉県松戸市六実５丁目18番地の29
債務者　内木　和則
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９４６号
千葉県松戸市常盤平６丁目11番地の16　宮島荘８号
債務者　岩本　忠夫
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９５６号
千葉県野田市宮崎56番地の50　畔ケ谷ハイム１ＦＢ号
債務者　築井　正博
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９７１号
千葉県松戸市常盤平７丁目３番地　常盤平公団住宅２街区16棟204号
債務者　岩崎　龍男
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９７２号
千葉県松戸市常盤平２丁目25番地　常盤平公団住宅１街区38棟206号　矢板方
債務者　河上　和子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９７５号
千葉県柏市西原１丁目23番８号　ベルルハイツ202号
債務者　谷　美穂子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９７６号
千葉県我孫子市柴崎台３丁目８番７―302号
債務者　笹島　伸啓
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９７７号
千葉県松戸市松戸2179番地の１　クリオ松戸参番館202号
債務者　山田あゆみ
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９９１号
千葉県松戸市高塚新田518番地の６　梨香台団地６棟802号室
債務者　片岡　徳已
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２９号
千葉県松戸市稔台７丁目２番地の22　山口ビル401号
債務者　榊パトリシア　レガラ
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２３１号
青森県弘前市大字中別所字電54番地３
債務者　小山内陽子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第４号
青森県弘前市大字御幸町３番地17
債務者　萩野　とみ
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３６９２号
名古屋市南区鶴見通４丁目２番地の11
債務者　澤田　勝子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７８７号
愛知県春日井市石尾台６丁目17番地５　クレール石尾台Ｂ棟201号
債務者　鬼頭和可奈
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７１９号
大阪府枚方市藤阪西町１番２―504号
債務者　福田洋一郎
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４２２号
大阪府豊中市新千里北町３丁目４番Ｂ28―110号
債務者　山都書林こと　山下　英治
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部